

平成26年第1回睦沢町議会定例会会議録

平成26年3月11日（火）午後1時30分開議

出席議員（13名）

1番	田邊明佳	2番	田中憲一
3番	麻生安夫	4番	清野彰
5番	今関澄男	6番	幸治孝明
7番	幸治正雄	8番	岡澤宏一
9番	中村義徳	10番	市原時夫
11番	荻野新衛	12番	市原裕一
13番	市原重光		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	高橋正一	税務住民課長	齊藤賢治
健康福祉課長	米倉行雄	地域振興課長	鈴木庄一
会計管理者	木島幸一	総務課 政策企画担当主幹	鈴木政信
健康福祉課 国保健康担当主幹	中村精一	地域振興課 生活環境・ 地域整備担当主幹	田邊浩一
総務課副課長兼 総務班長	川越康子	総務課副課長兼 財政班長	白井住三子
教育長	高梨正一	教育課長	平山義晴
睦沢こども園長	阿部倉光宏	選挙管理委員会 書記	高橋正一
睦沢町農業委員会 事務局長	鈴木庄一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 石井安邦 書 記 御園生 憲 利
書 記 中山大輔

議事日程(第3号)

日程第 1 議案第 12号 平成26年度睦沢町一般会計予算

日程第 2 議案第 13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 4 議案第 15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算

日程第 6 議案第 17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算

(議案第12号から議案第17号まで一括議題、委員長報告・討論・採決)

日程第 7 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 5号 睦沢町ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 6号 睦沢町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(質疑・討論・採決)

日程第 11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長の提案説明、採決)

追加日程第 1 閉会中の継続調査の申し出について

◎開議の宣告

○議長（市原重光君） これより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議案第12号～議案第17号の委員長報告、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程に入ります。

日程第1、議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算から日程第6、議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの6議案を一括議題といたします。

この6議案につきましては、去る5日に開催の本会議において、その審査を予算審査特別委員会に付託し、審査が行われたところであります。そこで、その審査結果について、委員長より報告願います。

中村義徳委員長。

○予算審査特別委員長（中村義徳君） それでは、審査報告書を朗読をもってかえさせていただきます。

平成26年予算審査特別委員会審査結果報告書。

平成26年3月11日。

睦沢町議会議長 市原重光様。

予算審査特別委員会委員長 中村義徳。

平成26年第1回睦沢町議会定例会において審査を付託された平成26年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算について、下記のとおり審査を行ったので報告します。

記。

1、審査の対象。

平成26年度睦沢町一般会計予算、平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算、平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算、平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算、平成26年度かずさ有機センター特別会計予算、平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算。

2、審査の経過。

第1回特別委員会。

日時、平成26年3月5日（水）、本会議休憩中。

場所、役場議場。

(1) 特別委員会構成の決定。

委員長、中村義徳、副委員長、麻生安夫、副委員長、幸治孝明、副委員長、今関澄男、委員、正副委員長を除いた議員全員。

(2) 審査方法の決定。

①審査の方法は、特別会計を含め、各常任委員会所管の事務事業ごとに審査を行うこととした。

②一般会計の歳入は、原則として総務常任委員会所管の事務事業の審査の際に一括して説明を受けることとした。

③歳入に関する質疑等は、その歳出を所管する事務事業の審査の際に行うこととした。

④審査の順序は、最初に関係課長等の説明を受けた後、質疑を行うこととした。

⑤関係課長等の説明は、簡潔な要点説明とした。

⑥必要に応じて、班長等の出席を認めることとした。

(3) 審査日程の決定。

平成26年3月5日、6日及び7日の3日間。

第2回特別委員会。

日時、平成26年3月5日(水)、午後1時から。

審査内容。

(1) 総務常任委員会所管の事務事業の審査。

第3回特別委員会。

日時、平成26年3月6日(木)、午前9時から。

審査内容。

(1) 産業建設常任委員会所管の事務事業の審査(農業集落排水事業特別会計及びかずさ有機センター特別会計を含む)。

(2) 教育民生常任委員会所管の事務事業の審査。

①教育委員会所管の事務事業を除いた事務事業の審査(国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む)。

②教育委員会所管の事務事業の審査。

(3) 現地調査の実施箇所の選定及び取りまとめ。

第4回特別委員会。

日時、平成26年3月7日(金)、午前9時30分から。

審査内容。

(1) 現地調査。

①社会資本整備交付金（橋梁維持事業）（橋梁維持工事／川瀬橋、川島）。地域振興課。

②町単独道路改良事業（道路改良工事／うぐいす里）。地域振興課。

③公共施設整備事業（町有地整備工事／うぐいす里）。総務課。

④社会資本総合交付金（町道道路整備事業）（道路改良工事／上市場・関戸線、北山田）。地域振興課。

(2) 現地調査終了後、採決及び審査結果報告の承認。

3、審査会場。

役場3階、302・303会議室。

4、審査結果。

慎重審査の結果、平成26年度睦沢町一般会計予算外5特別会計予算については、指摘要望事項を付して、それぞれ原案のとおり可決することに決定をした。

5、指摘要望事項。

1) 農業従事者の高齢化、獣害による耕作意欲の低下等により、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、地域の実情に合わせた集落営農農業の推進を図り、農業活性化推進基金の効率的な活用により、農業支援の充実に努め、環境保全型農業の推進と併せて、米のブランド化の促進に努められたい。

1) 財政運営については、厳しい状況が続く中で、歳出削減にも限りがあることから、公有財産の売り払いや寄附金の受け入れなどに創意工夫を凝らすほか、町税においては、課税客体的確な把握や徴収方法の見直しも含め、徴収体制の強化を図るとともに、各種財源の確保に努められたい。

1) 現在、地域防災計画の見直しを行っているが、災害時に住民の安全・安心を敏速に確保するための体制づくりに努めるほか、自主防衛組織の機能の向上や地域住民、各種団体との連携の強化を図るとともに、敏速な情報の伝達、共有が可能となる体制の整備に努められたい。

以上でございます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ただいまの報告は、議員全員による予算審査特別委員会の審査結果の報告であります。

したがって、委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に、日程第1、議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番(市原時夫君) 10番。

平成26年度睦沢町一般会計予算への反対討論を行います。

最初に、先程議長もおっしゃられましたけれども、本日で3年が経過をいたしました東日本大震災の復興過程の現実を見ると、まちづくりの教訓としなければならない問題が存在すると私は考えております。

本来、復興とは、何よりも被災者の生活となりわい、地域社会が再建され、被災者が自力で歩き出せるまで、国が支援を行うことの切実さを明白にしております。そして、原発事故により福島では約14万人もの方々が避難を強いられ、震災関連で亡くなった方が地震、津波の直接被害で亡くなった方を上回る現実、そして、大量の放射能汚染水などの非常事態が続いているのであります。決して他人ごとではありません。

第一に私は、睦沢町民の根本的な安全を守る自治体の役割としても、原発ゼロへの共同の意思を明確にすべきだと考えております。

本予算は「後期基本計画と選挙公約の実現」と町長は位置付けておられます。そして、その実施に当たっては、選択と集中により編成をしたとしております。

この点から見ますと、まず第一に子育て支援としながら、中学校、土睦小学校の給食の自校方式の廃止による共同センター化への移行であります。睦沢町の食育理念の伝統と子供たちの郷土への誇りの一つを失わせるものではないでしょうか。

また、選挙公約の実現を掲げられておりますが、これまで睦沢町の先進的な施策であった子ども医療費助成制度の年齢延長には全く触れておりません。これは選挙公約でも町長が掲げられていた問題であります。

巡回バス廃止に伴う福祉タクシー拡充型への移行は、除外対象となる住民の不安の声の中で、町長の認める項目を活用し、対象拡大の方向としましたが、私はデマンドタクシーと一

体どこが違っているのかというふうにも考えます。より住民の利便性という立場から、より根本的再建等を求めるものであります。

上市場地域の再開発計画が進められています。私はこうした計画は、地元商店や住民の暮らし、なりわい、地域経済の発展の緻密な展望を示す中で行われるべきだと考えていますが、この点が曖昧であり、道路拡張に乗ってこの計画が進められております。

3億1,000万円をかけた若者定住促進住宅建設は、町を知ってもらうきっかけとして、また、一定の若者の定住への効果もあると思いますが、3億1,000万円をかけた若者定住促進住宅建設、町の30億円程度の予算規模と、その中での効果を慎重に検討し、今後の方向を定めるべきだと考えます。

現在の町の選択と集中の意味は、建設開発型に傾き過ぎるのではないかと私は危惧をしているわけであります。

こうした施策の背景には、町の財政の展望を見る上での、日本経済と地域経済の現状と方向に対する私には甘い見通しがあるのではないかと考えるわけであります。

なぜか。

第一に国民所得が減り続け、日本経済の循環型の反転がなく、町民の暮らしがますます大変になっているという事実であります。これは町長の予算説明の中でも、実際の町の予算の中ではこのような形で述べられているわけであります。

第二に、現政権の経済政策は、景気回復の最大の決め手である、国民の所得を増やすという矢は一本もないどころか、解雇自由化、サービス残業合理化などの雇用のルール破壊、社会保障の大改悪、そして、消費税の大増税が国民を襲い、一方、大企業富裕層への減税と大型公共事業による大企業支援策であります。これは大企業がもうかれれば、国民にも利益が滴り落ちるといふ、いわゆる古臭いトリクルダウンの論理で、この論理が今日の経済手法であり、これを続ける限り、国民本位の景気回復は不可能と言わざるを得ません。

日本経済の現状は一部の輸出型大企業など、国民所得を減らしてもうけ追及が莫大な内部留保を生み、そのことが国民消費を減らし、さらに生産の減少を生むという悪循環を生んでいるのであります。日本の中小企業は大企業に単価を切り下げられ、さらに大銀行の中小企業への貸し出しが史上最低にまで落ち込んでおり、賃金と設備投資の中小企業という経済の土台が落ち込みが続いているわけであります。このことを私は厳正に見つめるべきだと思います。

現在の予算編成というのは、町民の暮らしを守る自治体としての役割から慎重に、かつ確

実に編成し、実行すべきではないでしょうか。2020年東京オリンピックについても、安易に大型公共事業などに乗って事業を進めれば、そのツケは住民に重くのしかかることとなります。簡素で環境に配慮し、真に平和と友好、世界とアジアの関係改善につながる祭典となる立場で、町として役割を果たすべきであります。

また、行政運営の手法であります公募方式を始め、住民参加型の行政運営の努力は、私は評価をするものであります。ただし、それが個別型、部分的参加型になっており、例えばまちづくり委員会のような形式は、世代を超えた参加で、安全、暮らし、地域経済、環境、子育て、教育など、財政も含めて、住民とともに、全体的な視点で検討することが必要ではないかと考えるわけであります。

以上の行財政運営の提案も含めて、本一般会計予算に反対するものであります。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田中憲一議員。

○2番（田中憲一君） 2番。

平成26年度睦沢町一般会計予算、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度予算においては、景気回復の期待感はあるものの、直接的な税収の伸びが現段階では見込めない中、徹底した歳入の見直しや国、県補助金等の情報の先取りにより、財源確保に努め、各種新たな施策を導入しながらも、健全財政に努めているところは評価に値し、今後も一層の努力を望むところであります。

まず、平成25年度から取り組んだ睦沢町地域再生・健幸のまちづくり計画においては、推進委員を中心に、これからのまちづくりについて、積極的に調査、議論を重ねて、策定されました。平成26年度も計画の具体化に向け、活動が行われる予定ですが、これは実際に住んでいる町民、また地元の商人が主体的にまちづくりについて考え、行動するという点で、とても意義のある活動と感じております。特に、上市場の地域再生については、県道の改良計画が順調に進む中、このチャンスを逃すことは、上市場、ひいては町の発展に大きな影響を与えることとなります。この機を絶好のチャンスと捉え、ご尽力いただきますよう強く要望いたします。

また、本予算においても、健幸まちづくり推進事業の充実や健幸むつぎわロードレース大会の継続実施など、健康志向の向上につながる経費が計上されておりますが、今後も推進委員の活動の支援を継続するとともに、計画の実現に向けた有利な予算の確保に努めていただきたいと思っております。

子育て支援については、教育関係においても、睦沢アフタースクールを昨年の試行期間を経て、継続的に実施していくことということで、学校現場だけでなく、睦沢町を担う子供たちの学力の向上を町の将来の発展に位置付け、支援していくことは評価に値すると思います。

教育環境の整備については、将来のビジョンをしっかりと描いた上で、今後有効な基金の活用を検討していただきたいと思います。

この他、町内の公共交通については、新たな支援の導入など、これまで色々な角度から調査、検討を行い、今年度末で巡回バスの運行が廃止されるわけですが、利便性についてはまだまだ十分とは言えませんので、取り組みについては利用者の立場になり、検証していただき、継続的に行っていただきたいと思います。

最後になりますが、本年度も引き続き地区懇談会を実施することですので、町民、議会、行政が一丸となって「住んでよかった」と思えるまちづくりに取り組んでいただくことをお願い申し上げ、私の賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） 11番。

反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、予算につきまして、基本的には経常経費を除いた後の部分ですね、事業執行に係る予算ですけれども、これは必要な部分と、まあまあとんとんという部分と、これはおかしいじゃないかなという、大きく分ければ大体三つに分けられます。昨年度の3月議会でも私は愚策だということで、ある部分について反対したわけでございます。本当にこれ10人に聞けば10人がおかしいというふうな予算措置であります。それが今回も新規需要米ですね、これ出て来ました。何を考えているか理解出来ません。

それともう一つは、睦沢町を見ていると、人口で言えば神崎の次、下から2番目です。1番下から2番目の小さい自治体です。私はその中での睦沢らしさ、フットワーク、そういうものがちょっと欠けているのではなかろうかと。弱い立場に立った中で、行政というものを考えるべきではなかろうかと考えております。

ただいま出た中での福祉タクシーの問題においても、もう少し考えれば、睦沢らしさが出せるんじゃないのかと。そういう点で、今の行政はちょっとその発想の転換とか、そう

いう点の努力に欠ける。来年の3月には是非賛成討論の立場になるようなことで、今年1年みっちりやってもらうという意味を込めて、反対討論といたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

麻生安夫議員。

○3番（麻生安夫君） 3番。

平成26年度睦沢町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成26年度においては、町税等の減収により、全体的には前年度比0.9%減の縮小予算ですが、国の経済対策を受け、平成25年度補正予算の前倒しにより事業に取り組むなど、機動的な財政運営は評価いたします。

基幹産業である農業については、平成25年度から農業活性化推進基金を設けておりますが、具体的な営農支援については、現在までのところ足踏み状態であります。しかしながら、平成26年度においては、人・農地問題解決推進事業等の活用により、将来に向けての方向性を明確にし、農業従事者の不安感を払拭し、一日も早い営農組織の立ち上げが期待されます。また、有害鳥獣の駆除については、睦沢町鳥獣被害対策実施隊を設置することで、被害拡大の歯どめにつなげていただきたいと思います。

平成24年度から行っている若者定住促進事業については、町内外からの関心も高く、予定された賃貸住宅も全て入居の段階に来ております。引き続き、地域活性化のためにも推進を期待するものであります。

保健事業においては、若い世代からの生活習慣病予防を目的に、希望者に健診を実施するなど、多方面からの支援を行い、安定された若者等が「住んでよかった」と思えるまちづくりに取り組むよう希望します。

防災については、正確な情報の共有が不可欠となりますが、登録による緊急速報メールなどの自動配信や防災行政無線を繰り返し聞くことが出来る体制の導入などは、情報の共有に大きな役割を果たすとともに、防災や共同活動の意識づくりにつながるものと思います。

最後に、国の施策により景気が回復してきているとはいえ、地方財政においては、地方交付税の減額など、予断を許さない状況にあります。このような中で、財務書類の整備に取り組むことは健全な財政運営を継続する上では必要不可欠であると思いますので、計画的な整備をお願いしたいと思います。

以上のことから、総合的に見た上で、本予算に賛成するものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 他に討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第2、議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算への反対討論を行います。

国民健康保険法は第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。社会保障及び保健の向上が本当に実現されているのでしょうか。年金回復、雇用破壊で収入が減らされ、一方では大增税、医療費負担増、福祉サービスの後退と負担増が町民を襲っております。国の施策のしわ寄せが命の守り手である医療、国保に襲いかかっております。

私は、町が国の枠内であっても町民の自助努力の協調にとどまるのではなく、所得によって医療を受ける差が出ないように、町の権限としての負担軽減を行うこと、そして、命の問題として短期保険証の形態を元の正規保険証に戻すことなどを求め、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

岡澤宏一議員。

○8番（岡澤宏一君） 平成26年度の睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、賛成の立場で討論を行うものであります。

国民健康保険は国民皆保険の根幹をなすもので、後期高齢者医療制度とともに、社会保障の役割を担い、日々充実が図られていきました。本町におきましても、高齢化率が平成26年2月末で33.94%の中、住民の医療保険を支え、安心して暮らせる生活に寄与しております。

平成25年度の保険給付費は療養給付費、高額療養費の減少が見られるものの、予断を許さない状況であります。このような中で、一般財源からの法定外の繰り入れも行わず、繰越金等を勘案し、資金確保もなされるなど、町民の暮らしと健康を支える制度として、安定した

役割を果たしているものと考えます。

また、医療費の抑制については、特定健診の受診者全員を対象とした痛風の検査を加え、受診率の向上と予防のための保健指導を積極的に推進しております。

ウォーキングマップを作成することで、今後も健幸長寿のまちづくりを推進し、歩くことを基本とした体力増進により、町民の健康寿命の延伸と安定した国民健康保険の運営をお願いするものとします。

以上、予算は適切な内容であり、原案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第3、議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第4、議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

私は、この制度の枠の中で、町は努力をされていると思います。

しかし、説明で述べているこの制度が、介護を必要としている人を社会全体で支える仕組みに本当になっているのでしょうか。私たちの税金で成り立っている国が、巨大な企業や富裕層、米軍などへの大盤振る舞いの一方で、介護への負担を十分行わず、地方と住民に押しつけ、負担増、そして福祉施設と働く人へのしわ寄せが行われているではありませんか。

しかも、これまで介護を必要としているとされていた要支援の方を、今度は勝手に対象から外す動きが出ており、制度改悪の計画づくりなどはそもそも理念から逸脱していると言わざるを得ません。町が制度改悪へ物申すとともに、負担増、サービス削減から町民を守ることを求めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

幸治孝明議員。

○6番（幸治孝明君） 6番。

賛成の討論を行います。

町の人口が減少し、同時に高齢化が進む中で、介護認定者の数も介護給付費も増加しています。家族による介護負担を少しでも軽減するため、社会全体で支え合っていこうとする介護保険制度はなくてはならぬものです。

そこで、介護の開始時間を少しでも遅らせるための予防事業が各種行われています。特に、介護重度化防止対策は県下でも先進的に取り組んでいます。出張予防教室の更なる充実を期待しています。

睦沢町は健幸長寿のまちづくりを推し進めており、介護を受ける前の防衛策としての予防が重要です。睦沢町の地域に合った特性を生かしながら、介護事業が進められることを期待し、本予算に賛成するものです。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算に対する討論を終わります。

次に、日程第5、議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算について討論

を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算に対する討論を終わります。

最後に、日程第6、議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算への反対討論を行います。

そもそも、後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法であります。

しかも今回、本予算で保険料の値上げが提案をされておりますが、実際の千葉県全体の財政を見れば、財政安定化基金額を見ても、値上げの必要のないものであることは明らかであります。

こうした点での町としての十分な説明もなく、値上げによって高齢者の医療負担増と医療を受けることが制限されることは、私は賛成出来ません。

私は差別医療の温存を許さず、速やかに後期高齢者医療制度を撤廃して、元の老人保健制度に戻すこと。老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代より低い窓口負担で医療が受けられるようにする財政調整の仕組みであります。老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや、別枠の診療報酬による医療差別はなくなります。高齢者が75歳になった途端に、家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65から74歳の障害者も、国保や健保に入ったまま低負担で医療が受けられます。こうした医療差別の解消を図った上で、減らされ続けてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料、窓口負担の軽減を推進すべきであります。

こういう大もとの中で、今回値上げがされる。その内容も私が追求をするまでなかなか説明がなかったということも含めて、反対討論といたします。

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に対する賛成の立場で討論をいたします。

本制度は増大する高齢者の医療費負担の公平化を図るため、平成20年、高齢者にも負担を求めつつ、現役世代にも支援を行い、国の公費を重点的に充てることでスタートして以来、7年目を迎えようとしています。

本町といたしましては、被保険者の保険料の徴収事務を担い、高齢者医療制度の安定的な運営のため、広域連合の決定に基づき対応しているところでございますが、高齢者に安心して医療を受けさせるため、なくてはならない制度でございます。

平成26年、27年度の保険料率は広域連合にて、医療給付費の見込額、国、県、市町村の負担額、そして後期高齢者交付金等の見込額を照らし、2年間を通して財政の均衡を保つために料率を改定いたしました。

今回は1人当たりの医療給付費の増加、そして被保険者数の増加、診療報酬の改定、後期高齢者負担率の引き上げ等を要因として、1人当たり均等割額、所得割合わせて平均1,064円、1.60%の増で、平均保険料は年額で6万7,464円になります。なお、均等割保険料の軽減対象の拡充により、低所得者層に対する減額が拡大されております。

県が自主管理しております財政安定化基金は、現在65億円の残高でございます。保険料未納や医療給付費の急激な増加等に対応する、いわゆる財政リスクに対応するための基金であり、保険料の上昇抑制には活用しないことを県と協議して決定したところでございます。

今、医療環境につきましては非常に難しい状況になっておりますけれども、安定的持続可能な制度とするために、国、県への積極的な働きかけを望み、本特別会計に賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者

医療特別会計予算に対する討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度睦沢町一般会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号 平成26年度睦沢町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号 平成26年度睦沢町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第14号 平成26年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号 平成26年度睦沢町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度かずさ有機センター特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号 平成26年度かずさ有機センター特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決です。

平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号 平成26年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたします。

委員の皆さんは正副議長室にお集まりください。

再開はブザーでお知らせします。

(午後 2時14分)

(休憩中議会運営委員会開催)

○議長（市原重光君） 休憩前に引き続きまして会議を続けます。

(午後 2時35分)

○議長（市原重光君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、中村義徳委員長から報告願います。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） それでは、報告いたします。

先程の休憩中に正副議長室におきまして、議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、本日、議長へ申し出されました産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の取り扱いについて協議を行いました。その結果、閉会中の継続調査の件を、追加日程といたしまして、本日の日程の最後に追加することにいたしました。

よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りをいたします。

ただいま報告のありました閉会中の継続調査申し出の件は、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査申し出の件は、追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程を配付させます。

（追加議事日程配付）

○議長（市原重光君） 配付漏れございませんか。

（発言する者なし）

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第7、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） この自治体員の資格というのは何かあるんですか。それで、具体的にはもうちょっと詳しく一日とありますが、どのような活動をするのか。一つなのか二つなのか分かりませんが教えていただきたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 資格といたしましては、有害鳥獣対策にご協力してくれる方という形になります。活動の内容につきましては、今現在やっております銃による駆除と、あとは今考えておりますのが、金網防護柵の設置の指導員的なものを考えております。また今後につきましては、国とか先進地等の取り組み状況を見まして、有効的な活動をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） というと、つまり1日につき、三千円ということですが、銃によるものは、それは危険性も伴わせます。それから、その資格を得るためにもかなりの費用も負っている特別な資格でありますけれども、それの方を一律にということで、仕事の内容が違って一律というのもちょっと腑に落ちないところもあるんですが。

それから、他町村との関係ですよね。睦沢町だけではなくて協力をお願いをする場合もあるかなと思うんですけれども、これは町内の人だけなんですか。それとも、他町村も同じようなふうにして合同でやる形なんですか。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 睦沢町の今現在、銃による駆除につきましては、関係の長南町、長柄町と茂原の方を頼んで、3町合同等やっていますので、睦沢町の中でやる場合については、その方々も一応隊のほうに入っていたきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） もう一つ、仕事の内容。

田邊主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） お金につきましては、今現在の活動がこのような形のものでありますので、これについてはこのような形で上げさせてもらいました。また今後については、活動内容等調査しまして、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） だから、つまりみんなの、この周辺の方々をお願いしてやるわけだから、長南町や、それから長柄町とかというところも同じように、これを作るんだったら、それは差がないからいいわけだけれども、睦沢だけこうやってやったら、金額が違ったりすると、こっちがいいなとかみたいな、そういうふうにならないのかなと思ったわけ。町だけでやっているなら問題ないけれども、つまり同じ活動しても、条件が違うということになりはしませんか。その辺の協議はちゃんとされているんですかということです。

○議長（市原重光君） 田邊担当主幹。

○地域振興課生活環境・地域整備担当主幹（田邊浩一君） 今、3町合同でやっている、3町で申し合わせた金額を基準にやらせていただきました。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第8、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 私のほうから質問させていただきますけれども、この55歳に達したものの、特に良好である場合に限りというふうな形ではありますが、このわかるような、わからないような、いわゆるその査定基準といえますか、今までは、成績が良好である者、また良好であると認められない者につきましては、それぞれ昇給があったわけですが、今度はもうゼロになってしまう。かつ、また良好である職員については、今度は1号しか上がらない。こういう形になるわけですが、その査定する査定表というのは当然あると思いますが、一つの誰でもわかる査定基準、一般的な基準というものがあるはずだと思いますから、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 本町の場合、特に良好、良好の分けるところは、勤務評定を点数をつけておりますので、勤務評定結果を見て、その判断の一つにさせていただいております。

○議長（市原重光君） しばらくお待ちください。

（アナウンス、黙禱）

○議長（市原重光君） 会議を続けます。

今関澄男議員。

○5番（今関澄男君） 勤務評定に基づくと、こういうことですが、勤務評定も色々やり方が、一つの基準があるとすれば、それで結構でございますけれども、一応今回の改定につきましては、全体的に55歳以上に対する賃金抑制というような立場になっていきますので、よくよくなことがない限り、これに該当するんじゃないかというふうに思いますけれども、査定でありますから、それぞれ個人差が出て来るということでありますけれども、私も現役のころ色々やっていたわけですが、例えば、欠勤日数が多かった。一定の基準より多かった場合はこうですというようなことも一つの一定の基準にしたわけですが、そういう明確な査定は非常にいい、ややいい、普通、駄目と、57段階のチェックするわけですね。そういう面で積算されたものだというふうに理解いたしますけれども、誰が見ても大まかにわかるような、そういう評定の仕方というのは、これは町独自のもので行っているのかどうか。その辺、明確な回答、単純な回答で結構でございますので、あるとすればお願いしたいと思います。

○議長（市原重光君） 宮崎副町長。

○副町長（宮崎登身雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います、明確

にとおっしゃったものですから、議員おっしゃったように、A、B、C、D、Eの5段階方式でやっております。もちろん管理職クラスになりますと、私と最終的には町長が調整役になりますけれども、その辺を含めて採点しています。

ただ、項目が、そのA、B、Cの中でも、ちょっと手元になくて申し訳ないんですが、かなり細かに載っております。その辺、ちょっと項目幾つか忘れましてけれども、結構つけるにしても時間がかかるような内容でやっておりますので、もちろん1年間をトータルした中でその辺を見極めて採点しているという状況でございますけれども、基本は5段階でやっているということでございます。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 定年が60ですよ。55で色々な番外、場外はあるかもしれないけれども、昇級はしないという、この55という基準はこれは何なんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 千葉県の基準に基づいて実施しております。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） そうすると、その先程言った基準表ですか、というのもそれは千葉県全県全体の一律の基準にしていると、そこは。ということになるのかなと。

それから、一体この55うんぬんのやつで、どういう効果が生まれるということなんですか。若い世代については一定引き上げるということですよ、ほんのわずかですが。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 基準表につきましては、県内、この表を使うというものはございません。しかしながら、勉強会等で各市町村の担当者が集まった段階で作成したものが現在使われているものであります。

それと、後段の話ですけれども、今回、55歳以上の職員の昇給抑制ということなんですけれども、これの金額にいたしますと約24万2,000円ほどの抑制がございます。また、行政職の給料表のほうと、医療職の給料表、若い人たちのほうを見直すわけでございますけれども、そちらにつきましては、逆に178万1,000円ほど増となるような状況でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 先程のもう一回質問なんです、55でストップというのは県に基づいたって、それは県は県かもしれないけれども、県が決めたなら何でも決めるものでもない

思うんだけど、そういうものなんですか。独自の自主的な判断はないんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 市町村には特に決めがございませんが、今までですと、人事委員会の勧告に基づいてやっております。

○議長（市原重光君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第9、議案第5号 睦沢町ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

当初1億円ということで始まったわけですが、どんどん減ってきたと。この内容に沿って具体的に、明確な使用目的ということ想定して、何年後にはだんだんなくなっていくと、例えばするののか、それとも積み増していくような形があるのか。その辺の方向性というのはこの中でどう見ているんでしょうか。現実的に、これは必要だというのはそのとおりだと思います。

す、こういう仕組みが。ただどう活用するかという点についての見通しはどうなんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 見通しについてのご質問でございますけれども、現在、年間700万ほど、この基金を新年度予算でも取り崩しておりますので、4、5年でこの基金がなくなると、残高がなくなるという見込みでございます。

ただ、ふるさと基金につきましては、町のために使っていただきたいとか、そういった寄附等があった場合に、この基金に過去にも積みさせていただいておりますので、その辺は大分、その状況によって変わると思われます。

以上です。

○議長（市原重光君） 荻野新衛議員。

○11番（荻野新衛君） 11番。

この問題は9月議会のやりとり聞いていけば、12月出るかなと思っていたんだけど、3月に出て来たので、それはそれでいいんですけども、私がちょっとわからないのは、新年度で721万1,000円ですか、繰り入れますね。施行は4月1日だからいいにしても、今これが可決して、初めて私はなると思うんですよ。今2,700万位でしょう、基金残が25年末で。ということは、700万を先取りしちゃっている。本来、今の段階ではまだ2,500万の基金を残さなくちゃいけないということでしょう、これが5号議案が可決するまでは。それなのに、当初予算でも721万1,000円をもう繰り入れて、それが予算が可決している。

私の持論で言うと、この5号議案を本来は先にやって、この改正案を条例改正を可決してから、僕は26年度予算を審議するのが筋じゃないのかなと、私の考えだよ。執行部は執行部の色々な法令があります、何がありますということはあるかもしれんけれども、私とすれば、何度も言うけれども、新年度の26年度でもう700万、予算計上しちゃってあるわけだから。ということは、2,500万はもう執行は4月1日だよ。だけれども、もう2,500万というのは予算上ではもうないわけだよ。だから、そこを可決しちゃっておいて、これから5号議案で基金をもう2,500万をためなくてもいいですよということになると、私の理論で言うと、ちょっと主客転倒じゃないかなという、そこが残るんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（市原重光君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋正一君） 確かに順番を追っていきますと、そのようにするのがいいのかなとも思いますけれども、同会期中内の提案については、その辺は弾力的に運用されているのが実態でございます。

○議長（市原重光君） 萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） だから、先程言ったように、そういう中であるけれども、本来であればやはり王道を歩いていくのであれば、やはり一つ一つ片をつけてから、予算をやるべきだろうというのが僕なのよ。その予算に関連するものの条例改正を先にするのが同一会期中だという、僕もそこまでわからなかったけれども、その辺なんですよ。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 先程総務課長が答弁したとおり、同一会期中に上程してある場合については、これは許されるという解釈がございますので、それに従ってさせていただきましたので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 萩野新衛議員。

○11番（萩野新衛君） しつこいようだけれども、それは同一会期中ならいいということであるからといって、こういう形が本当にいいのかどうなのかということなんです。同一会期中であれば、その主客転倒でもいいのかということなんです。だから、やはり私の理論で言えば、同一会期中だろうが何だろうが、やはり一つずつはじめをつけてやるのがいいんじゃないかなということ、それはそっちとこっちの、それはいつも同じじゃないだから、それはしょうがないけれども、そういうことを少しは頭の隅に入れていただきたいのよ。法解釈の中で、例えば専決処分だって、災害は全部やっちゃいます、専決だというけれども、緊急災害だと僕は思っているのよ。時間的ゆとりのある分については、だからそういうところで執行部の考え方が、今のどっかの総理大臣みたいなのところがあるみたいな気がするの、ちょっと老婆心ながら発言したまでです。

以上です。

○議長（市原重光君） いいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 睦沢町ふるさと創生基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（市原重光君） 日程第10、議案第6号 睦沢町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 確認ですが、実態的な変更はないということによろしいですか。

○議長（市原重光君） 平山教育課長。

○教育課長（平山義晴君） ございません。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○10番（市原時夫君） 10番。

それで、第3条中の睦沢町教育委員会を教育委員会って、睦沢町入れたほうが親切じゃないかという気もするんですが、これは何か入れちゃいけないものということでしょうか。

○議長（市原重光君） 平山課長。

○教育課長（平山義晴君） 入れていけないということではございませんが、なければいけないというものでもございませんので、削らせていただきました。

○議長（市原重光君） 他に質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（市原重光君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 睦沢町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（市原重光君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（市原重光君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に諮問の朗読をさせます。

御園生書記。

（御園生書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明をいたします。

現在、法務大臣からの委嘱を受けて、人権擁護委員として活躍いただいております森正美氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となります。

このたび、後任として丸裕司氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

丸氏は睦沢町上市場320番地3にお住まいで、昭和25年5月4日生まれでございます。昭和44年に千葉県庁に入庁し、鴨川土木事務所に勤務され、以後、土木事務所、企業庁、水道局等に勤務され、平成23年3月に千葉県水道局船橋水道事務所をもって退職されました。誠に人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると思われまので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

お諮りをいたします。

本案については、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案によるものを
適当と認めることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(市原重光君) 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は原案によるものを適当と認めることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の件について

○議長(市原重光君) 追加日程第1、閉会中の継続調査の件について議題といたします。

お手元に配付のとおり、産業建設常任委員会委員長から所管事務等の調査を行いたい旨、
通知がありました。併せて、睦沢町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の
申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、所管事務の調査について、閉会中の継続調査とすることにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市原重光君) 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長から申し出の調査は、閉会中の継続調査とすることに
決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(市原重光君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第1回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時07分)